

休日保育事業のご案内

(令和4年3月現在)

保護者の就労形態の多様化に伴う日曜日及び祝日における保育の実施の需要に対応します。

1 対象児童について

休日保育事業の対象児童は、浜田市において保育認定を受けているまたは、浜田市の教育・保育施設を利用している就学時前の児童で、保護者の就労形態等のやむを得ない事情のため、日曜日及び祝日において保育が必要と認められる児童とします。**(日曜日及び祝日において、通常の保育所入所の要件に該当する児童です。)**

2 実施施設・実施時間等について

実施施設	浜田市子育て世代包括支援センター（すくすく）
所在地	〒697-0016 浜田市野原町 859 番地 1
TEL	(0855) 22-1253
FAX	(0855) 22-9810
開所日	日曜及び祝日（12月31日～1月3日を除く）
保育時間	午前8時30分～午後5時30分
予約	希望利用日の前週の火曜日までに予約してください。 ※予約をする場合は 子育て世代包括支援センター までご連絡ください。 ※キャンセルは必ず 利用日の前日の15:00まで にご連絡ください。（なお、緊急のキャンセルの場合は、当日8:30までに子育て世代包括支援センターに連絡してください） ※予約の人数や児童の年齢等の状況によりご利用頂けない場合があります。

3 利用方法

- ① 浜田市役所子ども・子育て支援課保育所幼稚園係(25-9330 直通)で休日保育利用の事前登録を行う。（登録の有効期間は年度末(3月31日)までとなりますので、利用の年度ごとに登録が必要となります。）

↓

- ② 利用日の**希望利用日の前週の火曜日までに子育て世代包括支援センター(22-1253)**へ電話で休日保育の利用予約を入れる。

↓

- ③ 利用日当日に子育て世代包括支援センターにて利用申込書を提出する。

休日保育を利用

裏面あり

4 利用料について

当該年度の4月1日現在の年齢を基に、利用料を決定します。

【浜田市に在住の児童】

3歳未満児 日額 2,400円

3歳以上児 日額 2,200円

【浜田市外に在住の児童】

3歳未満児 日額 3,200円

3歳以上児 日額 3,000円

※利用料は、お迎えの際にお渡しする納付書にて納入をお願いします。

- ◎ 予約後のキャンセルについては、利用料はかかりません。
- ◎ 当日短時間でもお預かりした場合は、利用料がかかります。

5 用意するもの—持ち物すべてに大きく記名してください—

- ・昼食の弁当（乳児の場合は粉乳等）
- ・お茶
- ・おやつ（1回分の食べきれる量）
- ・タオル（お手拭き用）
- ・汚れ物を入れるビニール袋
- ・ふとん（午睡用）
- ・着替え
- ・食事用エプロン
- ・おむつ（必要な数）
- ・おしりふき
- ・哺乳瓶（あれば数本）と
ミルク必要量

*****休日保育デイリープログラム*****

8:30~	受付
	自由遊び
9:30	牛乳
	自由遊び
11:00	昼食
12:30	午睡
15:30	おやつ
	自由遊び
17:30	終了

問い合わせ先

〒697-0016 浜田市野原町 859 番地 1

浜田市子育て世代包括支援センター

TEL (0855) 22-1253